

貸借対照表(第三セクター)

(令和5年3月31日現在)

(単位:円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	283,115,846	固定負債	143,167,247
有形固定資産	273,011,152	地方債	122,679,000
事業用資産	248,766,533	長期未払金	
土地	32,806,153	退職手当引当金	11,234,743
立木竹		損失補償等引当金	4,000,000
建物	218,228,818	その他	5,253,504
建物減価償却累計額	△ 176,076,304	流動負債	39,106,588
工作物	21,366,518	1年内償還予定地方債	
工作物減価償却累計額	△ 17,857,971	未払金	33,117,009
船舶	581,731,761	未払費用	
船舶減価償却累計額	△ 411,432,442	前受金	0
浮標等		前受収益	1,183,906
浮標等減価償却累計額		賞与等引当金	
航空機		預り金	3,751,105
航空機減価償却累計額		その他	1,054,568
その他		負債合計	182,273,835
その他減価償却累計額		【純資産の部】	
建設仮勘定		固定資産等形成分	283,115,846
インフラ資産	0	余剰分(不足分)	10,081,121
土地	0		
建物	0		
建物減価償却累計額	0		
工作物	0		
工作物減価償却累計額	0		
その他			
その他減価償却累計額			
建設仮勘定	0		
物品	99,396,163		
物品減価償却累計額	△ 75,151,544		
無形固定資産	4,647,400		
ソフトウェア	4,005,000		
その他	642,400		
投資その他の資産	5,457,294		
投資及び出資金	5,457,294		
有価証券	3,000,000		
出資金			
その他	2,457,294		
投資損失引当金			
長期延滞債権			
長期貸付金			
基金	0		
減債基金			
その他			
その他	0		
徴収不能引当金	0		
流動資産	192,354,956		
現金預金	82,908,139		
未収金	93,039,113		
短期貸付金			
基金	0		
財政調整基金			
減債基金			
棚卸資産	3,508,428		
その他	12,899,276		
徴収不能引当金			
資産合計	475,470,802	純資産合計	293,196,967
		負債及び純資産合計	475,470,802

行政コスト計算書(第三セクター)

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

(単位:円)

科目	金額
経常費用	869,207,832
業務費用	869,207,832
人件費	0
職員給与費	
賞与等引当金繰入額	
退職手当引当金繰入額	
その他	
物件費等	725,840,712
物件費	
維持補修費	
減価償却費	109,812,454
その他	616,028,258
その他の業務費用	143,367,120
支払利息	0
徴収不能引当金繰入額	0
その他	143,367,120
移転費用	0
補助金等	0
社会保障給付	0
他会計への繰出金	0
その他	0
経常収益	817,601,414
使用料及び手数料	0
その他	817,601,414
純経常行政コスト	51,606,418
臨時損失	56,210,000
災害復旧事業費	
資産除売却損	
投資損失引当金繰入額	
損失補償等引当金繰入額	
その他	56,210,000
臨時利益	108,769,041
資産売却益	104,769,041
その他	4,000,000
純行政コスト	-952,623

純資産変動計算書(第三セクター)

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

(単位:円)

科目	合計	固定資産 等形成分	
		固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	292,244,344	159,064,228	133,180,116
純行政コスト(△)	952,623		952,623
財源	0		0
税金等	0		0
国県等補助金	0		0
本年度差額	952,623		952,623
固定資産等の変動(内部変動)		125,188,546	△ 125,188,546
有形固定資産等の増加		198,670,000	△ 198,670,000
有形固定資産等の減少		△ 73,481,454	73,481,454
貸付金・基金等の増加		0	0
貸付金・基金等の減少		0	0
資産評価差額	0		
無償所管換等	0		
その他	0	△ 1,136,928	1,136,928
本年度純資産変動額	952,623	124,051,618	△ 123,098,995
本年度末純資産残高	293,196,967	283,115,846	10,081,121

資金収支計算書(第三セクター)

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

(単位:円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	759,395,378
業務費用支出	759,395,378
人件費支出	0
物件費等支出	616,028,258
支払利息支出	0
その他の支出	143,367,120
移転費用支出	0
補助金等支出	0
社会保障給付支出	0
他会計への繰出支出	0
その他の支出	0
業務収入	817,601,414
税収等収入	0
国県等補助金収入	0
使用料及び手数料収入	0
その他の収入	817,601,414
臨時支出	56,210,000
災害復旧事業費支出	0
その他の支出	56,210,000
臨時収入	108,769,041
業務活動収支	110,765,077
【投資活動収支】	
投資活動支出	198,670,000
公共施設等整備費支出	198,670,000
基金積立金支出	0
投資及び出資金支出	0
貸付金支出	0
その他の支出	
投資活動収入	1,024,812
国県等補助金収入	
基金取崩収入	
貸付金元金回収収入	
資産売却収入	0
その他の収入	1,024,812
投資活動収支	△ 197,645,188
【財務活動収支】	
財務活動支出	84,493,882
地方債償還支出	18,928,000
その他の支出	65,565,882
財務活動収入	110,000,000
地方債発行収入	110,000,000
その他の収入	
財務活動収支	25,506,118
本年度資金収支額	△ 61,373,993
前年度末資金残高	144,282,132
本年度末資金残高	82,908,139
前年度末歳計外現金残高	0
本年度歳計外現金増減額	0
本年度末歳計外現金残高	0
本年度末現金預金残高	82,908,139

年度

2022

個別注記表

① 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。

また開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしております。

② 有価証券等の評価基準及び評価方法

・出資金のうち、市場価格があるもの会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としております。

・出資金のうち、市場価格がないもの出資金額をもって貸借対照表価額としております。

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

③有形固定資産等の減価償却の方法

・有形固定資産(事業用資産、インフラ資産)

定額法を採用しております。

・無形固定資産

定額法を採用しております。

④引当金の計上基準及び算定方法

・賞与引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

⑤リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております(少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております)。

⑥資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(3ヶ月以内の短期投資等)を資金の範囲としております。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含まれております。

⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理税込方式によっております。

⑧追加情報

(1)連結対象団体(会計)

団体(会計)名	区分	連結の方法	比例連結割合
港湾整備事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
石狩湾新港サービス株式会社	第三セクター等	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

1. 地方公営事業会計は、すべて全部連結の対象としています。

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営事業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの(平成29年度までに着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用するものに限り)については、連結対象団体(会計)の対象外としています。

したがって、一般会計等における他会計への繰出金等が内部相殺されない場合があります。

2. 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体(出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。)は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

(2)出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体(会計)においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)と出納整理期間を設けている団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調

整えています。